

平成24年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成24年4月23日（月）

午後1時30分から

場所：市川市役所3階 第5委員会室

次 第

1. 議 題 平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて（答申）

2. その他

次回開催日程について

○当日配布資料

次 第

答申書案 平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて

平成 2 4 年 月 日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会 長 高 尾 公 矢

答 申 書 (案)

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日付市川第 2011098-0026 号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問があった「平成 2 5 年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて」当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき答申します。

記

答 申

市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

ただし、平成 2 5 年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

答申理由

1. 市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当である。

保育料を引き上げる理由は以下の3点による。

- (1) 平成15年度から保育料が据え置かれていること。
- (2) 公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていることから相応の負担があってもよいこと。
- (3) 公私立幼稚園の保育料の差額を保護者への補助金だけで解消することは難しいこと。

市立幼稚園の保育料は、保育にかかる園児一人当たりの経費を基に決められるものであり、その経費の算定方法については、人件費並びに物件費の合計額に各係数等の数値を加減乗除して得た額とすることが過去の本審議会において承認されており、この算定方法に基づく保育料算定額については、前回答申した平成20年度からほぼ同額で推移してきている。

しかし、現在の保育料は、平成15年度に引き上げられてから8年間据え置かれていること、公立幼稚園が市内全域に設置されていないため一部の市民の利用の対象となっていること、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差額を公費である保護者への補助金だけで埋めることは難しいことから、公立幼稚園の保育料を引き上げることが妥当である。

2. 平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。

平成25年度の市立幼稚園保育料を据え置く理由は以下の2点による。

- (1) 保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降で

あること。

(2) 保護者への十分な説明期間を設ける必要があること。

保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の引き上げの時期は、平成26年4月以降が適当である。

なお、保護者への丁寧な説明と十分な期間を設ける必要があることから、成27年4月からとすることが望ましい。

3. 保育料の改定額の算出は下記のことを参考に検討すること。

(1) 保育料の改定額については、明確な根拠のある数字を提示すること。

(2) 現時点の保育料の改定額は、月額2,000円程度の増額が適当と考えるが、今後の社会情勢を鑑み検討すること。

保育料の改定額の算定に関しては、今回の審議会において従来の算定方法に土地や建物等の減価償却額を加算して本来かかっている経費を算出した上で保育料の改定額を検討すべきであるという意見が出されたことから、その金額についても参考とした。

これらのことを踏まえ、保育料の改定額については、従来の算定方法に基づいて算出した平成22年度の園児一人当たりの月額の経費12,390円を根拠として現時点においては、2,000円程度の引き上げが妥当なものとする。

しかし、保育料の引き上げの時期が平成26年度以降、平成27年度からの引き上げが望ましいとしたことから、今後さまざまな社会情勢を勘案してその金額については、最終的に決定することが必要である。

市川市幼児教育振興審議会

| | | |
|-----|----|-----|
| 会 長 | 高尾 | 公矢 |
| 副会長 | 鈴木 | みゆき |
| 委 員 | 稲葉 | 健二 |
| 委 員 | 大野 | 京子 |
| 委 員 | 鈴木 | 敬子 |
| 委 員 | 富田 | 友美 |
| 委 員 | 田邊 | 美代子 |
| 委 員 | 田中 | 明美 |
| 委 員 | 猪瀬 | ひろ |
| 委 員 | 齊藤 | 真由美 |
| 委 員 | 石神 | 久美子 |
| 委 員 | 荻野 | 千奈 |
| 委 員 | 齊藤 | 隆 |